

近世末における越中西部上使街道（脇街道）

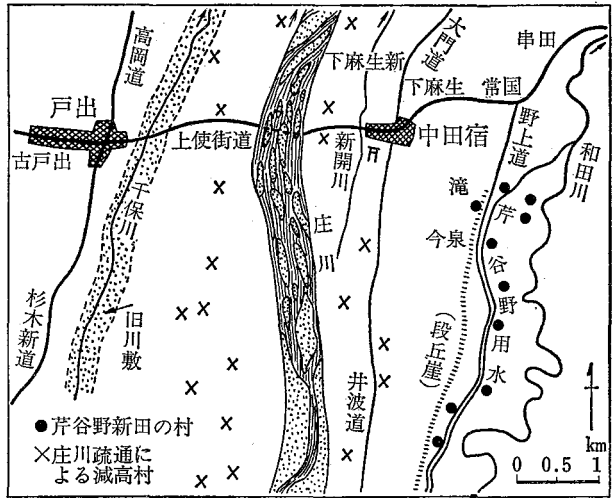
中田宿の戸口分析

浅 香 幸 雄

はしがき

筆者はかつて「近世期における脇往還宿場町の発達」につき、南西関東の東海道と甲州街道の中間地域に設けられた中原・矢倉沢・津久井の三脇往還が、それぞれ多摩川を西へ渡った右岸の渡河地区に発達していた小杉・溝口二子・登戸の三宿につき、戸口・職業内容からした発達をみ、三往還がはたしていた機能とその変化との結合を中心として論述するところがあつた(1)(2)。また三浦半島と東海道宿場町に隣接する三村落の発達を例として、戸口の増加・構成の変化と村落機能の変化との結合につき考察したこともあつた(3)。

ここにあげた越中（富山県）西部の中田宿（礪波郡中田村―現高岡市中田）は、北陸道の今石動宿（小矢部市）の東方の芹川で分岐して東行する上使街道（今石動―戸出―中田―富山、現主要地方道富山戸出小矢部線）が庄川を東へこえた右岸に発達した宿場集落である（第1図）。ここの旧算用聞（町場の財務監督）(4)(5)であつた久兵衛家（現吉田兼二氏）の「嘉永二年（一八四九）正月人別帳」を基本資料として戸口構成をみ、その意義を究明しようとする



第1図 中田宿付近図

ものである。

この人別帳には、総計二四九戸につき各戸ごとに、イ持高（所在村落別に記す）。ロ檀那寺（手次寺^{てつぎ}という）、ハ家持・無家の別、ニ村役（算用聞・肝煎・組合頭など）、ホ各戸の家族については人別に、戸主との続柄・名前・年令が記されている。これらをもとに前諸報でとった方法にしたがって整理・製表した。

一、戸口構成

1 階層構成

各戸ごとの持高記載によって全宿の階層構成をみると第1表Aの如くにより、大別して高持（本百姓）と頭振（水呑）に二「無家」もあるので、それを別立としたので階層は九区分となった

（第一表階層）。

これをみると（第一表A戸数）、総戸数二四九戸のうち、三〇石以上二〇戸、一〇石以上二二戸、五石以上二〇戸、三石以上四戸、一石以上一九戸である。これに対し〇・〇二石以上層は一四六戸（本百姓二〇〇戸の七三・〇％）も数えられる。また頭振層の四九戸（総戸数の一九・七％）も少ないとはいえない。また〇・〇二石層（一石未満層）

第1表 嘉永2年（1849）中田宿の階層別戸口構成

階層	A 戸数 (%)	B 1戸当人数	C 有配偶率		D 安定率 家族率	E 1戸当未婚者数 ♂(30以上) ♀(25以上)		参考 持高 (%)	
			戸数率	組数率		人	人		
本 百 姓	30石以上	戸 10(4.0)	人 5.9	% 80.0	% 90.0	% 90.0	人 0.1	人 0.1	1738.4(84.7)
	10 "	11(4.5)	5.3	81.8	100.0	90.9	—	—	222.6(10.9)
	5 "	10(4.0)	6.4	100.0	110.0	100.0	—	—	74.1(3.5)
	3 "	4(1.5)	5.5	100.0	100.0	100.0	0.2	—	13.6(0.6)
	1 "	19(7.6)	4.8	73.8	78.9	84.2	—	0.1	48.2(2.3)
	0.01 " 家持 無家	116(46.7) 30(12.0)	4.9 2.0	68.1 10.0	76.7 10.0	88.2 36.6	0.2 0.2	0.2 0.3	} 26.1(1.2)
無高(水呑) 頭振 家持 無家	41(16.5) 8(3.2)	4.1 2.3	58.6 12.5	61.0 12.5	71.7 25.0	— —	0.1 0.2	} —	
計 村平均	249(100.0)	4.5	61.0	67.5	74.7	0.1	0.2		2123.0(100.0)

(注) 人別帳記載の各戸別持高による筆者作製

は頭振層に近いもので、これら両層をあわせると一九五戸（総戸数七〇・九％）にもなり、総戸数の八〇％近くが、「ごく零細層」であったのである。

これに対して三〇石以上層は一〇戸に過ぎないが、その内わけは第2表のようであり、最高の算用聞（久兵衛）は六三七・五石（村民持高の二九・九％）を所有し、以下三〇〇石台・二〇〇石台各一戸、一〇〇石台二戸となり、これら巨大五戸の持高総計は一四一三石余（同六六・四％）をこえている。

こうして村内総戸数の八〇％をしめる「ごく零細層」（その持高合計二六石余、村民総持高二二三石余比一・二四％）と総持高の2/3をもつ巨大地主層とからなる中田宿は、持高構成からはまさに両極分解の典型であり、既報文よりしても類少ない事例といえようか。

そして上記した三〇石以上層一〇名の所有地を、宿内（在所高）・宿外（他所高）に分けると（第3表）、

第2表 持高30石以上層の
わけ

順位	持高	村役人
1	637.5石	算用聞
2	311.7	同上
3	230.8	組合頭
9	122.2	同上
5	110.8	同上
以上 以下	1413.1	
6	90.2	算用聞
7	83.5	肝煎
8	60.9	百姓
9	48.9	同上
10	38.9	同上
持高 合計	1738.4	

第3表 中田宿の30石以上層
10人の持高

所在村	石数
中田 (在所高)	719,863
宿外 (他所高)	常国 377,614
	下麻生 113,397
	今泉 68,933
	八十歩 55,760
	下麻生新 47,875
	古戸出 44,700
	安川 43,590
	滝 40,100
	東保新 37,830
	西老田新 29,660
滝新 29,229	
円池新 27,534	
大滝 20,440	
ほか 略	
他所高計	1,022,923

他所高は、東接の常国（三七七石余）、北東接の下麻生をはじめとして、近隣諸村を主とした分布がみられる（庄川西方の古戸出や小矢部川に近い大滝にもあるが）。在所高合計は七一九・八石余、他所高合計は一〇二二・九石余で、他所高が在所高の一・四倍にもなっている、まさに町場への土地集中の好例をなすものといえよう。

2 階層別家族構成

上記した本人別帳の各戸ごとの記載により、筆者がかって行なった「南関東三村の階層別家族構成」⁽¹⁾と同一方法にしたがい、家族人数、有配偶率戸数率・組数率、安定家族率および未婚者数を整理して、第一表B・C・D・Eを得た。

A 家族人数

家族人数をみると、村平均は四・五人である。階層別にみると、三石以上層は五人余であり、五石以上層のみが六人台となっている。これに対し一石以上層（二・九石以下）は四人台となり、それ以下の零細層（〇・〇一石以上層）

第4表 階層別家族人数の分布

階 層	家 族 人 数										人 数 計	戸 数 計	一 戸 当
	人 1	2	3	4	5	6	7	8	9	10			
30石以上	—	1	1	1	1	2	1	1	2	—	59	10	5.9
10 "	1	1	—	3	1	2	1	—	1	1	58	11	5.3
5 "	—	—	—	1	3	2	2	—	1	1	64	10	6.4
3 "	—	—	1	1	—	1	—	—	1	—	22	4	5.5
1 "	2	1	3	2	3	2	4	2	—	—	92	19	4.8
0.01 "													
家持	4	10	18	23	15	19	13	7	5	2	571	116	4.9
無家	17	6	1	4	—	1	—	—	—	—	59	30	2.0
頭振													
家持	6	6	3	6	10	7	1	2	—	—	166	41	4.1
無家	5	1	1	—	—	—	—	1	—	—	18	8	2.3
計	35	26	28	41	33	36	21	12	10	4	1,127	249	4.5

(注) 人別帳の記載により筆者作製

や頭振層の家持はともに四人台であり、これら三層は家族人数からは第二級をなしているといえる。そして○・○一石以上層と頭振との無家層は、ともに二人台で第三級とすべきであろう。こうして一戸当家族人数からは、中田宿の二四九戸は一・二・三級に区分されるといえる。

こうした階層別の平均値に対し、その内容をみるため、階層別家族人数の分布をみた(第4表)。一級の三石以上の諸層は、各層とも戸数が少ないこともあってかバラツキの多い頻度分布を示して一般性は把握しにくい、五石以下層は五〜七人に集中していて、平均値そのものを示すといえよう。二級層の一・○石以上層は集中型とはいえないが、まずまずのまとまり方であり、○・○一石以上の家持層は一一六戸もあってまとまりのある分布をみせ、頭振の家持(四二戸)もそれに近いものといえよう。両無家層はともに一人に集中しているが、○・○一石以上の無家には二人(六戸)・四人(四戸)の家族が相当数みられる。

B 家族構成

第5表 無配偶世帯の内容

階層	A 人数別世帯	B 戸数(%)	C 血縁上の家族構成				D 他家に同居		
			父	子	母	子	兄弟姉妹	宿内	宿外
三〇石以上	2人世帯	1戸	1	—	—	—	—	—	—
	6 "	1	1	—	—	—	—	—	—
	小計	2(20.0)	2	—	—	—	—	—	—
一〇石以上	1人世帯	1	—	—	—	—	1	—	1
	5 "	1	—	1	—	—	—	—	—
	小計	2(18.2)	—	1	—	—	1	—	1(9.1)
一・〇石以上	1人世帯	2	—	—	—	—	1	—	1
	2 "	1	1	—	—	—	—	—	—
	3 "	1	—	1	—	—	—	—	—
	4 "	1	—	1	—	—	—	—	—
	小計	5(22.2)	1	2	—	—	1	—	1(5.3)
〇・〇石以上	家持	1人世帯	4	—	—	—	—	—	—
		2 "	8	4	4	—	—	—	—
		3 "	10	3	7	—	—	—	—
		4 "	7	5	2	—	—	—	—
		5 "	5	1	4	—	—	—	—
		6 "	1	—	1	—	—	—	—
		7 "	1	—	1	—	—	—	—
		8 "	1	—	1	—	—	—	—
		9 "	—	—	—	—	—	—	—
		10 "	1	—	1	—	—	—	—
	小計	38(31.9)	13	21	—	—	—	—	—
無家	1人世帯	17	—	—	—	11	※2	13	
	2 "	6	1	2	3	3	—	3	
	3 "	1	—	—	1	—	—	—	
	4 "	3	1	1	1	—	—	—	
	小計	27(90.0)	2	3	5	14	216	(53.3)	
頭家	1人世帯	7	—	—	—	—	—	—	
	2 "	5	3	2	—	—	—	—	
	3 "	1	—	1	—	—	—	—	

189 近世末における越中西部上使街道（脇街道）中田宿の戸口分析

振	持	4 "	3	1	2	—	—	—	—
		5 "	1	—	1	—	—	—	—
	小 計		17(41.4)	4	6	—	—	—	—
	無 家	1人世帯	5	—	—	—	2	—	2
		2 "	1	—	1	—	1	—	1
3 "		1	—	—	1	1	—	1	
小 計		7(87.5)	—	1	1	4	—	4(50.0)	
総 計	1人世帯	36	—	—	—	14	2	16	
	2 "	22	10	9	3	4	—	—	
	3 "	14	3	9	2	1	—	1	
	4 "	14	7	6	1	—	—	—	
	5 "	7	1	6	—	—	—	—	
	6 "	2	1	1	—	—	—	—	
	7 "	1	—	1	—	—	—	—	
	8 "	1	—	1	—	—	—	—	
	9 "	—	—	—	—	—	—	—	
	10 "	1	—	1	—	—	—	—	
総 計		98	22	34	6	19(20)	2	21(22)	
総戸数比 (%)		39.3	8.8	13.7	2.4	7.8	0.8	8.4	
			計 24.9						

(注) 1. ※はすべて戸出村(町)

2. (%)は、諸層ごとの総戸数に対する%

a 有配偶率

前諸稿では、戸数率と組数率とに分けてみてきた。

中田宿の場合には(第1表C)、全体として戸数率と組数率との差はさしてみられない。以後上記の一戸当家族人数で行なった三級の区分にしたがってみてゆくことにする。

まず戸数率をみる。一級とした三石以上の諸層は八〇〜一〇〇%で、まず高率を示している。二級とした諸層のうち、一石以上層はやや高率であり、〇・〇一石の家持層もこれに近いが、三級とした〇・〇一石・頭振の両無家層は一〇%そこそこで著しい低率を示している。これら諸層間の較差、ことに二〜三級間較差は一户当家族人数に

みられたものとは比較にならない大きさである。

無配偶世帯一家に夫婦がいない場合を無配偶世帯と仮称し、諸層間のそれをみてゆくことにする(第5表)。無配偶世帯は、もつとも単的に家族構成の不健全さを示すものといえよう。

無配偶世帯は宿内総戸数の約四〇%にのぼっている(第5表下欄)。これを階層別(階層別戸数に対する無配偶世帯の%)にみると、一級とした五石以上・三石以上兩層を除くすべての階層、すなわち一級の $\frac{1}{2}$ と二・三級の全層にわたってみられる。一級とした三〇石以上・一〇石以上の兩層は二〇%内外である。二級の三階層のうち、一・〇石以上層は一級に近く二〇%余であるが、〇・〇一石以上の家持層は三〇%余、頭振の家持層は四〇%余となっていて、経済階層が低まるにしたがって高率となっている。また三級とした〇・〇一石以上と頭振の兩無家層では九〇%近くも数えられ、上記一戸当平均家族人数と同じく二・三級間における較差の大きいことが注目される。

また無配偶世帯の家族構成をみる(第5表C)、一人世帯(単独世帯)は三六戸で無配偶世帯数(九〇戸)の四〇%近く(三六・七%)にもぼっており、ついで二人世帯・三人世帯……と世帯人数の増加にともなって無配偶世帯は減少している。二人以上世帯の血縁上の家族構成は、母子家庭が最多で(第5表Cの下欄三四戸—総戸数の一三・七%)父子家庭これにつき(二三戸、同八・八%)、両親を欠いた兄弟姉妹のみの世帯(兄弟世帯)も多くはないがみられる(六戸—二・四%)。兄弟世帯が一級・二級に皆無で、三級のみみられるのも、上記二・三級間の較差と同じで注目される。

家族構成に関連して、自家以外の村内や他村での居住についても記載されている。この他家に依頼または奉公して同居しているのは、一級・二級ともにみられるが、ともに低率である(一人世帯のみで、一〇石以上九・一%、一・〇石以上層五・三%)。これに対して三級とした兩無家層では、一人世帯はもとより一・三人世帯にも「他家に同居」

第6表 1人世帯の世帯主の性・年令

階層	性	年令	
10石以上	男	19 (持高21, 69石)	
	女	—	
1.0石以上	男	38	
	女	26	
0.01石 [〃]	家持	男	45, 31, 30, 30
		女	—
	無家	男	62, 52, 43, 41, 39 37, 33, 29, 29, 28 27, 27, 15, 13
		女	58, 52, 27
頭振	家持	男	42, 40, 31, 29, 23
		女	48, 26
	無家	男	78, 68, 45, 28
		女	28

(注) 人別帳により筆者作製

がみられ、その率は五〇%にのぼっている
 (〇・〇一石層は五三・三%、頭振層は五〇
 ・〇%)。ここにも二し三級間の較差が著し
 いことがみられる。

無配偶世帯の極端なものといふべき一人世
 帯は三六戸(総戸数の一四・四%)あり、一
 ・二・三級ともみられる、いまその世帯主
 の性・年令をみると第6表となる。これを通
 観すると、一級(一〇石以上層一戸)は一〇
 才台(一九才男)であり、二級は三層を通じ

て男は三〇し四〇才台、女は二〇し四〇才台(最高は四八才)となっている。これらに対し三級の両無家層のうち、
 〇・〇一石層では男が一〇し六〇才台、女が二〇し五〇才であり、頭振は男が二〇し七〇才台(最高は七八才、つい
 て六八才)である。そして三級の世帯主には五〇才(三人)・六〇才(二人)・七〇才(一人)がみられるが、六〇
 し七〇才台は当時としては老令とされるものであり、そのまま後継者なしで推移すれば絶家してしまうものである。
 こうした準絶家のあることがまた三級の特色であり、これは二級にはみられないことで、また二し三級間の較差とし
 てあげ得よう。

b 安定家族率

安定家族は一世帯に生産年令層（一六～六〇才）のものが二人以上いて、一家としての生活や生産活動を運営し得るものをいい、配偶関係あるいは性別の条件をつけないものである。したがって有配偶戸数率よりも高率となるべき性質のものである。中田宿のそれをみると（第1表D）、一級の諸層はいずれも九〇～一〇〇%、二級は七〇～八〇%である。しかし、三級の両無家層はともに二〇～三〇%の低率で、前記諸指標でみたと同じく二～三両級間の較差の大きいことが知られる。

c 一戸当未婚者数

ここでいう未婚者とは、結婚適令期（当時の早婚を考えて男三〇才、女二五才とした）を過ぎているのに結婚していなくて生家に止まっている男女をいう。階層ごとに集計して一人当人数を算出すると第1表Eの如くなる。これを通観すると、一〇石以上、五石以上の両層を除く諸層のすべてにみられ、一級には少ないが、二・三級にみられる。しかし二～三級間にも上記諸指標でみたような截然とした級間較差があるとはいえない。結婚は経済条件のみによって行われるものではないことを物語るものであろうか。

こうした諸数値を筆者が既報した南関東諸村のそれらと比較することは、いまは措くことにしたい。ただここで指摘できるのは、階層別戸数において（第1表A）、ごく零細層（持高一石未満と頭振）が総戸数の八〇%近くにも達していること、一〇〇石以上所持の巨大層の持高合計が村民持高合計の $\frac{2}{3}$ にも達していわゆる両極分解型の典型をなすこと（その分解幅が北陸農村の事例よりも大きいこと）、また第1表B・C・Dの諸指標値をみると一・二・三級の区分ができ、各指標値が、一～二級間の開きよりも二～三級間に著るしい較差がみられること等が、中田宿の

特色としてあげることができよう。

二、階層分化形成の意義

1 巨大地主久兵衛家の成立

六三七・五石（町民総持高の約三〇％）をもつ算用聞久兵衛家は、ほかに村民屋敷二八（村民戸数の一〇・八％）をも所有していた⁽⁸⁾。六四〇石近い持高は、居村中田の一九一・五九石（総持高の三〇・八％）と、その東接の常国（一六八・五七二石―同二六・六％）と北接の下麻生（七五・七石―同一六・九％）で^{3/4}（七四・三％）がしめられている。このことはその巨大さを示すとともに、在所高（居村持高）を尊ぶこの地方の住民心理からしても絶大な有力さを示すものである。（それに久兵衛の持高は、第二位の高持であるもう一人の算用聞家の持高三一・七石の二倍強にもあたり、その開きも大きい―第2表、それが明治以後もつづいていた⁽⁹⁾。

いま同家に所蔵の系図とその付記によって同家の巨大化に関連した記載を摘記する。初代については「浪人者ニテ佐野村観音堂ニ住後中田村へ引越、高一石所持、万治二年―一六五九―亡」とみえている。はじめの浪人者に関連して同家の手次寺は、人別帳に「浄土真宗木舟村宝性寺旦那」としている。宝性寺はいまも地方の大寺の一つで、小矢部市史の「小矢部地域の寺々の移動図⁽¹⁰⁾」によると、宝性寺は能登穴水↓上藁（現福岡町）↓木舟（同町）↓岡（現在地―小矢部市、慶応二年移転）としている。これらの地区中「木舟」は前田利家の弟秀継が兄利家の越中への進出拠点とした木舟城の地である（天正一三年―一五八五―一月の大地震で秀継夫妻が木舟城で圧死し、子利秀が震災復旧にあたり、のち今石動城へ移る―利秀の豊臣秀吉の小田原攻撃や朝鮮への進行に参加）。久兵衛家の木舟宝性寺

旦那(門徒)・初代の浪人者・歿年の万治二年をつらねると、初代の旧主君は前田利秀であったのであろうか。それも利秀と初代の両歿年の開きは六六年にもなり、初代は八〇才ぐらいで歿したことになる。とにかく初代は浪人(戦国末の武士)であり、主君とはなれてから佐野(高岡)を経て中田に來住したが、高一石所持とあり、さしたることなく過ごしていたのであろう。

二代については特記すべきことがなかったようであるが、三代に至って躍進した。系図には「早藁わらた焚き、是より和佐原(以後の屋号)と申、高二八〇石、外金有る」、また高二八〇石は「今泉・今泉新・常国・下山田新・笹川・上開発(それに中田)、べ八ヶ村」としている。すなわち三代は早藁でわら灰を製造販売して巨利を得たのである。高瀬保氏の報文(註)によると、礪波地方の鱒尿いわし、鱒尿にしんの普及に關連して、とく寛文九年(一六六九)に西中村(小矢部・礪波両市界庄川扇状地扇央の末端)の百姓が、今石動の「こえ」「はい」が高価であるので、岡・伏木・放生津(新湊市)から鱒尿の購入にあたっていた旨を指摘し、その原因を「礪波地方の小矢部川・庄川などの氾濫の新開は藩政初期に大規模になされ、その結果として草刈場が減少し、これが耕作馬、草屎の減少となってあらわれてきたとしている。近世前期の庄川扇状地の開拓と飼料源・肥料源の枯渇を示す貴重な指摘である。今石動で騰貴した「はい」はいわゆる町灰(町家が出す木灰)であろうが、久兵衛家の三代の活動期の近世前期につくっていた灰はわら灰でそれがこの地方で商品化していたことを知る所以であり、あるいは初代は灰に魚肥などをあわせた肥料商を営んでいたのかも知れない。また三代が取得した「高」の所在村に今泉新・東保、下山田新があげられている。これらは中田宿南東の芹谷野せりだんの(庄川右岸段丘)の一部で(第1図)、寛文三年(一六六三)の芹谷野用水の開き後、その翌四年から元禄二年(一六八九)にわたって開田された新田地域にあたっている(開田高四一〇四石、三新村は寛文四年に村立した二〇カ村のうち)。

これらについて三代（四・五代も？）の扱った「灰肥」につき、当時北陸地方（加賀石川郡）に例をとった全国的な有力農書とされる「耕稼春秋」⁽¹²⁾をみる。すなわち「灰こえ、金沢にて買調る、田植代こえ並青田引糞^{こえ}、畠物植る時又は生長の時する」とあり、水田作（稲作）の一部と畑作の肥料としてつかわれていたことをあげている。そして「小麦は灰糞（肥）第一よし」とするのをはじめ、大豆・麻・水菜・木綿・瓜・黄瓜^{きゅうり}・ごぼう・にんじん・ちさ・しそ・からしなどの畑作物の肥料として使われていることが記されている（泥糞・馬屋糞・真糞・油粕・鱒・小便……とともに）。また久兵衛家が灰のほか一般肥料も扱っていたとすると、開こん間もない中田南東方にひろがる芹谷野新田へ売込んだ（他の金肥も？）ことよることが大きかったといい得よう。

四代については、同系図に「高四七一石五斗三升七合（三代の一・七四倍）、外銀有る」とある。享保二年（一七二六）に没しているので、その財産増殖は三代の没後から元禄・宝永・正徳・享保前期にわたる約四〇年間になされたといえる。五代（明和八年―一七七二没）についてはその活動や終期の持高記載はないが、「仕分け分家」を二軒出している。「仕分け」は財産分け（分与）のことをいい、分家は二・三男が新家を創立することをいうのである。しかしこの場合は後記もするように新家を創立したのではなく、養子に出したもののようであり、その出婿先は「高一〇〇石戸出茂平、高一〇石福野吉左衛門」としている。戸出茂平は戸出町史⁽¹³⁾にみえる竹村屋茂兵衛家中興者のようである。すなわち同書に、「竹村屋茂兵衛（尚勝）の家業は、養父茂兵衛の代より『余が家世々業農にして旁賈於京師』と彼自身がいつているように……」とある養父茂兵衛の後嗣として入婿した茂兵衛をさすものと考えられる（この養子茂兵衛の没年は、享和二年―一八〇二―で、久兵衛家五代の子とみなし得、彼もかく養家の発展⁽¹⁴⁾に大きく貢献したのであった）。そしてその持参高（添高）一〇〇石は当時の久兵衛家の持高の1.5強（二一・二%）にのぼり、また

弟(？)、福野吉左衛門への一〇石に比べても不均衡であるので、あるいは長男の出婿とすべきであろうか。また福野吉左衛門は、福野町史(16)によれば、同家は安永七年(一七七〇)、天保三年(一八三二)の両度に同町の算用聞をとめている。もって当時の同家の豊かさ・有力さを推察せしめるものといえよう。

こうして、久兵衛家の三代にはじまる巨大地主層への躍進は、近世前期の芹谷野新田―のちには広く平場ひらばの水田地域向けの金肥の製造と販売によつたものとすべきである(その点は、近世後期に巨大農化した桜井家(16)―礪波市三郎丸―の場合とは時代も性格も異にしている)。その他の大地主層にもそれぞれの活動があわせられてのことであるが、久兵衛家以外については詳にし得ない。

2 切高仕法と名高

い 切高仕法

こうした巨大層を生むに至つた法的根拠としては、金沢藩が公許していた切高仕法があげられる。これについてはとく越中史料に採録されている石埼記録による「元禄六年(一六九三)十一月朔日、改作奉行令シテ切高、取高ヲ許ス、切高トハ高買フ(売ル)ヲイヒ、取高トハ之レヲ買フヲイフ(17)」を切高仕法の発端としている。しかし石埼記録の前文には、すでに寛文期以後の年期預高・品々帳(名寄帳)・子弟への分与措置等について記載している。さらに若林喜三郎(18)・坂井誠一(19)両教授は、元禄以前からの売買質入による百姓持高の移動や元禄の切高仕法を含めた土地所有の移動についての農業経営的背景と農政の対応について論及されている。若林教授は土地移動が農政上の問題となる始期を寛文期とされているが、それがまた上記の芹谷野用水疎通、同新田の開発初期にあたっており、久兵

衛家三代の「わら灰」の製造・販売期とほぼ一致するのではなからうか。そして貞享までに極端な土地集中を行ない、四・五代はもとより、その後も累積して（職業は変わったかも知れないが）人別帳（嘉永二年—一八四九）上では六三七・五石に達していたのである。

ろ 名高（家高）

上記の階層区分（第1表A）によると、○・○二石以上が計一四六戸（総戸数の五八・七％）も数えられ、ついで家族構成の健否を示す諸指標（第1表B・C・D）による数値が、二級とした○・○一以上層と頭振層の家持の間において、また三級とした両無家層間に、ともに近似した数値がみられること（若干の差はあるが）を指摘した。

第7表 1石未満層の斗別階層戸数

斗 別	家 持		無 家	
	戸 数	戸 数	戸 数	戸 数
1斗未満	16	(11)	6	(3)
1斗以上	48	(37)	13	(10)
2 "	20	(14)	6	(4)
3 "	10	(6)	—	(—)
4 "	11	(8)	1	(1)
5 "	3	(2)	4	(3)
6 "	1	(1)	—	(—)
7 "	4	(—)	—	(—)
8 "	0	(—)	—	(—)
9 "	3	(1)	—	(—)
計	116	(80)	30	(21)
〔%〕	100〔69.0〕		100〔70.0〕	

(注) 各欄間()は各斗の端数なし戸数、ただし1斗未満のものは0.5斗(5升)の戸数

この意義究明につき次の作業を進めた。すなわち、○・○二石以上(○・○一〇・九九石)層の持高を斗別に細分してそれぞれの戸数分布をみると(第7表)、家持・無家ともに一斗台が最多で、これに一斗未満と二斗の両層をあわせると、家持では八四戸(同階層の七二・三％)、無家では二五戸(同八三・三％)

となり、同一階層中でもより小高層が圧倒的に多いことがわかる。さらに注目されるのは、各斗層で端数なしの一斗・二斗・九斗がまた多いことであり、それらは家持で八〇戸(六九・〇％)、無家で二二戸(七〇・〇％)をしめて

いることである。しかもこれらの記入法を検すると薄墨がつかわれ、各戸ごとの人別が記入されたのち一括して記入されていったようであり（斗升合の端数記入のものは、持高と人別とが同じ墨色で、両者同時の記入と判定されるが）、一括して作爲的に記入されたものならずやと感ぜしめるものがある。

これについて考えられるものに、元禄の切高仕法令下後一〇〇余年の寛政一年（一七九九）の高方仕法と関連事情がある。高方仕法は、町人による土地兼併防止と自作農維持のための方策として土地の移動を取締るものであった。しかも農民が全所有地を手放して頭振へ転落するのを防ぐために「二升高」を残させることとした。これが名高（あるいは家高）と呼ばれるもので⁽²⁰⁾、天保期には二升高を残した名目的自作農が増加したことが指摘されている⁽²¹⁾。中田宿では第7表の端数なし零細層はあるいは名目的（かつ作爲的記載？）自作農ならずやと考えるのである。

三、近世期における中田宿の機能と変遷

1 宿場町と後期の宿勢衰退

中田町誌によると、戦国末期には越中平野を東西に過ぎる幹線道路が中田を通過して、中田が休養接待の地とされていたことが記載されている⁽²²⁾。近世に入ると、慶長二〇年（一六一五）には中田に「宿送人足伝馬之御印」が下付されて正式の宿場となった（当時は大坂陣のさなかで、加賀藩二代の前田利長が人馬調達のために出したものであるが、翌元和元年には、本街道・脇街道の別を令した）。中田を通る東西路は上使街道（上使往来）といわれ、將軍の代替りごとに諸藩の民情・政治業績等を巡察する役人（巡見上使）が派遣され、その通行道筋を上使街道といい、上記の今石動―芹川―中田―追分（富山市吳羽）の道は、越中の上使街道中でも重要視されていた。

第8表 寛永6年（1929）の加賀藩東部の宿馬数

宿場数区分	宿 場 (疋 数)
30疋以上	●津幡 (118), ●竹橋 (68), ●金沢 (66) ●今石動 (59), 埴生 (48), 1/3高岡 (47) 泊 (35)
20疋以上 (中田級)	1/2中田 (28), 三日市 (26), 浦山・舟見 (各25), 下村, 1/2水戸田・入善 (各23), 1/3佐賀野, 1/3立野, 小杉 (各21) 滑川 (20)
10疋以上	魚津 (19), 1/5東岩瀬 (18), 1/3氷見 (17) 井波 (14), 城端・守山 (各13)

(注) 下の記号のあるものは、元和2年11月の「伝馬役之定」にみえる役

- 本役
- 1/2 半役
- 1/3 1/3 軒役
- 1/5 1/5 軒役

は28疋×1/2=14疋でよかつたのである。したがってこれを取り入れると中田宿は、越中八宿のうち今石動（五九疋）、高岡（1/3役=約一六疋）に次いで第3位となるのであり、中の上の規模であつたのである。

こうして中田宿は上使街道筋の要駅で、通過荷物につき人馬継立の賃銭や宿駅口銭などの収入を得ていたことであろうが、嘉永度の人別帳をはさむ弘化・安政両度の中田宿の宿継覚書によると、藩政末期近いころには所定の宿継法によらない「抜荷」が出、村肝煎から十村へ申出をしていることがみられる。例えば弘化五年（一八四八）の

「駅方御用宿継覚書」によると、放生津瀉（富山湾奥）北東辺の漁村堀岡新村からは（第2図）、南礪山麓の井波・城端などへ年中生魚の振売に出かけていたが、その通路には中田宿を避けて同宿北東約2キロの串田から分岐する

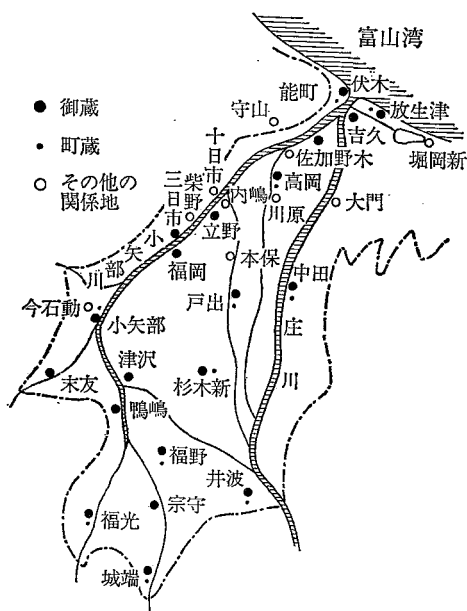
寛永六年（一六二九）の「宿馬数之覚」によると（第8表）²³、中田宿のそれは二八疋で、越中平野では今石動（五九疋）・高岡（四七疋）・泊（三五疋）について多い。しかしこれより先元和二年（一六一六）の「三ヶ国宿々伝馬役之定」によると²⁴、第8表にみるのは中田宿の常備馬数ではなくて、その半役（1/2役）であつたのであり、中田宿

別路（野上道―第一図）をとるようになっていた。そのため「追々商人荷物右道筋相通り、私共駅罷り申サズ候様ニ相成、御用ニテノミ右潤色ノ品御座ナク、稼人共難渋ニ及ビ候ニ付……（後略）」としている。これにつき同覚書には堀岡新村の申立として「私共駅通り井波等へ通り候テハ道程モ遠ク、道筋入組……」と記し、井波行道路を野上道から芹谷野段丘（新田）經由の方の有利性をあげている。

また安政五年（？）の他の覚書は⁽²⁶⁾、庄川を西へこえた上使街道沿いの戸出における「宿継」の違法を指摘したものである。すなわち上使街道による西行荷物は、中田より直ちに今石へ継ぐのであって、戸出には継立は許されていない。前々の定法によると、高岡からの南行荷物のうち、戸出以南送りの商人荷物は、中田・高岡両宿の出合で処理する。戸出から北行高岡行荷物は高岡駅馬が運び、杉木新町（礪波市）・福野等から戸出を経て、大門新町（大門町）、放生津（新湊市―放生津湯排水口）行の分は中田宿馬が取扱う。その他、戸出以東の道路・用水（千保川ほか庄川旧河道）を利用して下げる荷物については中田宿が取立てることになっていた。これらの定法に対して「戸出村ニ於テ荷物宿体ノ者出来仕リ、抜荷多ク相成、私共駅方へ商人荷物出方荷増シ（減シ）稼省ニ相成、馬借持共夫方ノ者一統迷惑仕候……」とし、また「作得米や石灰・餅等屎物」のうち商人荷物になっているものの輸送については中田宿が口銭の取立ができることになっていること、その他「呼馬」制による中田宿馬使用の定法について述べられている。要するに幕末期になって宿継法が乱れて、抜道利用や戸出における違法な宿継が行われ、中田宿の街道稼の減少・駅勢の衰退傾向がみられたのである。

2 中田十村と御蔵・町蔵

中田駅または元禄期以後、庄川以来地域の般若組の十村（大庄屋）の居住地であった。加賀藩は地方制度として郡



第2図 藩政後期における礪波射水地方の御蔵・町蔵の分布

(注) 高瀬論文により記入

内をいくつかの組に分け（一組は二〇〜五〇村ぐらい）、組ごとに郡奉行直支配の十村を置いて村々の肝煎（名主役）の行政を監督指導させていた（十村はもとは肝煎頭また組頭といった）。中田は礪波郡般若組（四七カ村）に属していた。同組の十村は、慶長度の安川村作右衛門をはじめ諸村の上農（のち豪農）が交代に任命されていたが、元禄一六年（一七〇三）に中田村源六（木沢氏）が十村を命ぜられて以後²⁹⁾、連続して（天保一〇年―一八三九から数年間は他家担当、その間木沢氏は他組―山見組の十村担当）幕末に至っている（明治三年十村は郷長となり、その廃止まで在勤）。こうして中田は元禄期より約一七〇年間般若組行政の中心地をなしていたのである。

さらに藩の行政施設の「御蔵」がまた中田に設けられている³⁰⁾。御蔵は藩領から上納の年貢米を収納する蔵であるが、はじめは収納の大拠点ともいうべき小矢部・庄両川の河口部（伏木・吉久をはじめ高岡・今石動・城端（それに氷見）に設けられ、これを「御収納蔵（本蔵）」とよぶ。やがて農民の収納の便をはかって、川下げに便利な小矢部川沿岸や庄川扇状地の扇端部から三角州頂へかけた地区を選んで「中出蔵」が設けられた（礪波郡に一一カ所³⁰⁾）。中田御蔵は中出蔵で、資料によると正保三年（一六四六）の創設で、早期のものに属する³⁰⁾（庄川旧川の新開川畔を利

用し、大門宿南方で和田川へ出、その北方で庄川本川に合し、河口近くの吉久御蔵に直結する。その規模は(幕末期ならん)、五棟一三戸前、入米五三二石余で、礪波郡一三蔵のうち、戸出(六棟・二二戸前・九三四四石余)、福野(六棟・一四戸前・六二三六石余)兩御蔵に次いで第三位であった(第四位は城端の四棟・五〇七三石余)。そして中田御蔵入の村(御蔵下村)は庄下組しよげ二五村(四五村中)、般若組三一村(四七村中)、計五六村であった。

この利用状況は、上掲高瀬論文によると年代によって若干の変動はあるが、礪波射水兩郡諸蔵の川下げ額からは中位(上位をしまっている(享保期一五〇〇〜二〇〇〇石台中位、寛政期は年による変動が多いが二〇〇〇〜三〇〇〇石で上位、弘化嘉永期は一〇〇〇〜二〇〇〇石台中位))。

中田にはまた「町蔵」も設けられていた。町蔵は給人(藩臣)に対する知行米を収納するものをいい(3)、御蔵のとなり併置されるのが例で、中田町蔵も同じであった。しかし上掲高瀬論文にみえる中田の町蔵米の川下げ額は、享保・寛政両期とも皆無で、嘉永期にわずかにみえるだけである。由来町蔵への米の入庫・川下げ等は蔵宿によって行われるのであるが、中田町人に蔵宿が許されたのは藩政末期の天保六年(一八三五)であり、それまでは戸出村民が蔵宿をつとめていたので、中田御蔵下村からの給人知行米は戸出の町蔵へ納められていた。中田の願がいられて中田町人に蔵宿が許され、町蔵が建てられたのは天保六年(一八三五)であった。嘉永人別帳に近い嘉永四年の中田町蔵の川下げ額は一五〇〇石で、礪波郡内では最少量であった(戸出は六〇〇〇石で郡内最多、ほかに石動・城端ともに五〇〇〇石、福光一四〇〇〇石)。

こうして中田は、本蔵米の集中地としては重要な役割をはたしていたが、町蔵は開設がおくれ、その機能も有力とはいえなかったようである。

第9表 宝暦期の越中の市

市	市立町村
六 斉 市	泊, 三日市, 戸出, 柳瀬新, 城端
九 斉 市	中田, 福野, 福光, 小杉, 上市
十二 斉 市	井波, 今石動, 氷見

(注) 宝暦5年(1755)政郷記(中田町誌149頁)により分類

3 九斉市と少ない商人・職人

中田はまた市場集落ともいえる。近世中期末に近い宝暦五年(一七五五)につくられた政郷記所載の市日からすると(32)、当時越中には一四カ所もの市があり、加賀藩内では著しく多いほうであった(加賀二カ所、能登五カ所)。越中の諸市を市日別に分けると(第9表)、市日からは六斉十二斉市で、一般に市日が多かったことがわかる。中田市は九斉市で、福光・福野・小杉などと比肩していたことになり、礪波郡内でも越中国内でも中位の市立が行われていたことが知られる。

右政郷記作製後五五年を経た文化七年(一八一〇)につくられた「礪波郡村々諸商売品調書上帳(33)」(以後文化の礪波郡商売調と略称する)がある。これは嘉永人別帳をさかのぼる約四〇年のものであり、その間に文政・天保の改革もあるが、近世後期の第二次・第三次産業資料とすることにす。これについてはすでに橋本征治による礪波全域にわたる論述(34)があるが、筆者は近世後期の中田商工業の実態把握に資し、筆者なりの分析をすることにす。

この調は村ごとに、まず役銀額・役名(川魚―鮭・鱒・鮎など、猟舟雙数を記し、のち軒別に商業の業種を記し、役銀の納入先や商品の仕入元が付記されているものがある。

中田の商売軒数は五九でほかに鮎川役、鱒川役、猟般一艘、權役・油臼二柄がある。この軒数を礪波の町場村のそれと比較すると、中田に近似する軒数を示すところは、福岡(四八)、立野(六一)の北陸道筋の立場(休場)集落であり、庄川扇状地に近世前期に町立された諸村(戸出一八二、杉木新一四二、福野一二一九)や中世起原の諸町

第10表 礪波諸町村の宝暦5年(1755)の市日数と文化10年(1810)の商売軒数

宝暦の市	市立町村と文化の商売軒数
六 斉 市	戸出—182軒, 杉木新—142軒, 城端?
九 斉 市	中田—59軒, 福野—219軒, 福光—284軒
十二斉市	井波—314軒, 今石動? (福町200軒)

(井波—三二四、今石動は記載はないが、その北東に接する福町—二〇〇) などよりも著しく少ない。また上記宝暦度の市日数とこの文化度の商売軒を調べると(第10表)、中田の五九軒は格段に少なく、市日の多さが商業の発展にうけつがれていなかったことを示している。

また文化七年の業種構成をみる(第11表)。消費性業種では、中田宿駅関係と食・衣・日用雑貨、また仲人(口入れ)、金融(質屋)のいずれにもわたっているが、全体としては少ない。しかし商売軒数の近似諸村と比べると、福岡・立野(第11表B・C)がともに特産の菅笠関係の多いことが目立つが、その他の一般品商は業種も軒数も少なくて(その軒数は振売を除いて、中田二一、福岡一五、立野一三)、小規模買物町の機能をはたしていることを推察させる。また庄川の西の上使街道筋の戸出(第11表D)と比べると、総数が五九軒対一八二軒(1対3)と大きくへだたり、業種からも戸出は多種かつ多数で、とくに織維(戸出綿—綿織)関係商の多いことが目立つ(布仕入屋一四、太物屋二〇、綿打屋八)。そして戸出が宝暦度には六斉市であったことと比べると、目をみはる発展状況といえよう。また元禄三年(一六九〇)の宿村の軒数は⁽³⁵⁾、中田一三〇軒、戸出は一三三軒であったのに比べても戸出の躍進は著しい。

こうしてみてみると、中田は礪波地方ではいち早く開けた宿駅で、かつ九斉市の開かれる市場町でもあったが、近世中後期(とくに後期)の発展が緩慢であり、北陸道筋の立場諸村と同規模の商数であったことを併せ考えると、近世後期にはあるいは村落に近い町場になっていたといえるのであろうか。

第11表 文化7年（1810）中田ほか砺波諸村の商売

業種	A	B	C	D	業種	中田	福岡	立野	戸出
	中田	福岡	立野	戸出					
消 費	宿屋				4				4
	休茶屋	2			4	1	4	1	1
	うどん屋				1	1		1	2
	たばこ屋				8				
	菓子屋			7	5				
	せんべい屋				1	4			
	焼餅屋				4				14
	風呂屋				1			11	19
	糺（へぎ）屋	3	5						
	米小売			6	11				
性	酒小売		1	3	6				
	味噌屋	2			3				
	醤油屋	2			2				
	豆腐屋	5	2	2	10				
	塩小売	1			3				
	茶小売		1		2				
	魚屋	4			5				
	太物屋	1			10				
	古手売買	2	1		8				
	唐津屋				1				
生 産 性	鍋屋				1				
	椀家具屋				1				
	小間物屋	7			13				
	ござ屋				9				
	ろうそく屋	2	1	1	3				
	油小売					2	1	3	3
	味噌室屋					1	1	1	2
	水車雑穀賃挽								
	油白(油絞)					4			3
	綿打屋								8
合 計	かせ ^{ばた} 機屋								1
	紺屋					6			6
	鍛冶屋					2			1
	古金物買								3
	仲 ^{ちゆう} 人 ^{じん}					2	1	3	3
	博 ^{はく} 労								1
	質屋					4	2	3	10
	振売								
	油振売	1	3	4	2				
	魚			2					
合計	59	48	61	182					

(注) 井波町立図書館蔵

文化7年（1810）砺波郡村々諸商売品調上帳（上・中・下）により作製

4 薬種採取の余業

加賀・富山両藩の地は、薬の原料たる薬草の生育適地をなし、ことに加賀の南西（能美郡）と北東（河北郡）、越中西部（氷見・礪波両郡）、東部（新川郡）の山地や五箇山が知られ、なかでも新川・礪波の丘陵地・山地は多産地域をなし、薬草採取人（掘子）や土洗人などとして生計をはかるものが少なくなかった⁽³⁶⁾。

中田付近では、ことに藩政末期に富山の茶木屋（広貫堂）の店員によって薬草の採取法・加工法が伝授されて採草にあたるものが増加したとされ⁽³⁷⁾、家庭婦人や子供たちが内職として、あるいはグループで採取にあたるものがあつたといわれる。嘉永人別帳作製当時にも村民の余業として薬種採取が相当とり入れられていたことが考えられるのである。

また薬草の採取・流通についての藩の規程についてはまだ究明されないものがあるようであるが、天明二年（一七八二）の薬種売買規程、文化十一年（一八一四）には御国産薬種下縮買請集所規程、文久・元治年間には薬種仕法大綱が定められて、逐次秩序が立てられたのであり、それらは薬種の採取・流通についての慣行を基礎として定法化したものと考えられている。上記した山元村々の採取者（掘子）は縮札^{しまり}を得て縮山への入山・採取が許されるものであり、土洗人は収獲物の規格の分類にあつたのであり、ともに前述の諸規程に則つた農閑渡世であつたのである。また藩はこうした薬草取りと売薬商売はともに役銀なしの株立として保護していたのである⁽³⁸⁾。

5 庄川の流路変更と中田宿勢圏の縮少

中田の近世後期における宿継や商業の不振・停滞の大きな要因をなしたことに、旧中田川が庄川の本流（現庄川）となつたことがあげられる。そしてこれが中田の商圏をはじめ、宿勢圏の縮少をもたらした（反対に戸出の商圏は拡大した）。

第12表 庄川の河道統合にともなう減高（増減差引）

地域	減高計 (%)	中田駅より10K圏分 (%)
総計	石 5633,822 (100.0)	3416,743 (60.0)
右岸	3097,006 (100.0)	1685,343 (54.4)
左岸	2536,822 (100.0)	1731,400 (68.3)

(注) 礪波市史 P. 452表により作製

礪波平野の主要部をしめる庄川扇状地は、全国有数の典型的かつ大型の扇状地であるが、谷口部（庄川町金屋）から幾方向もの放射状流路をとって形成されたことは地形図や表層地質図がこれをよく示している。そして中世後期における放射状流路としては、中田・千保両川をはじめ、新又・中村・野尻諸川があった。それらを中田川へ集中させること

によって（自然の水勢は集中傾向を示していた）、庄川扇状地における水害の除去と水利の安定、開拓の進展をはかろうとする構想は藩政初期からもたれていた³⁹。それが具体化したのが、谷口部の中田・千保両川の分流地点における大規模なべ切堤（松川除）の築造である。礪波市史によると、それは藩政前期末の寛文十年（一六七〇）に着工、難工事のため四四年を経て正保四年（一七一四）にようやく完成されたとしている。

松川除の落成は、庄川扇状地の水害防止とのちの開拓（諸川の廃川敷を含む）、居住民生活の安定をもたらししたが、中田宿にとっては数々の問題、とくに宿勢圏の縮少をもたらしただであった。すなわち、この大規模な流路統合工事は、新流路ぞいの村々にあつてはいくらかの新開田地がみられたが、それはわずかで、むしろ新河川敷として莫大な田地の潰滅（潰地）を生じさせた。礪波市史にあげられている明暦元年（一六五五―着工前）と藩政末に近い天保二年（一八四一―嘉永人別帳の八年前）間の新庄川沿岸諸村の村高の対照表⁴⁰によると、減高と増高を差引した結果の減少高は総計五六三三・八石余のぼり（第12表）、上記した芹谷野の新田高（元禄二年四一〇四石、天保二二年四六五五石）よりも多くなっている。またこれを中田の宿勢圏と

いべき半径4キロ圏のそれをみると、差引減高が三四一六・七石余（総減高の六一％）で、中田宿周辺の打撃が相対的に大きかったことを知るのであり（第1図）、長期的な経済的圧迫をもたらしたといひ得るのである。

さらに注目されるのは、新庄川の疏通は上記もしたように幅員五〇〇メートルの河道を通すこととなり、東西兩岸地域間の交通を遮断することとなり、般若組四七カ村中十二カ村が西岸に入れられることになって、それらが中田宿勢圏から離脱せざるを得なくしてしまったのである（戸出の商圏に入る）。

こうして新庄川の出現は、中田宿に対しては、宿勢圏内の減高と $\frac{1}{4}$ という相当広域な商圏縮少を結果せしめたといえるのである。そして中田宿は新庄川右岸の東西幅約3キロに過ぎない狭少で南北に長い商圏に依存せざるを得なくなったのであり、上記した文化度の商売軒数はあっても戸出の $\frac{1}{3}$ に過ぎないような大きな較差を生じ、○・○一石以上の無家の一人世帯の二人が戸出に奉公させるに至ったのである（第5表）。そして宿民生活を支える所得に恵まれなく、健否の較差の著しい一・二・三級の階層区分と、それぞれに対応した家族構成の較差とを現出させるに至ったとすべきであろう。

摘 録

筆者が以前に手がけていた南関東の脇往還宿場町の比較事例にしようとして、北陸地方の北陸道の脇往還上使街道中田宿の例をとってみた。嘉永二年（一八四九）の宗門人別帳を実態把握の基礎資料とし、諸分析指標は前報文のそれによることにした。人別帳記載の持高（在所高・他所高合計―総持）による階層区分は、巨大層（最大は六三七石）から頭振（無高）層にわたる七区分と、一石未満と頭振兩層の無家を加えて九区分とした。

1 階層構成は、総戸数二四九戸中、一〇〇石以上が五戸に対して一石未満層一四六戸（五八・七％）と頭振層四九戸（一九・七％）―両層合計一九五戸（七八・四％）となる。またそれらの持高比率は巨大層五戸で村民持高総計の六六・四％、一石未満一四六戸で一・二四％となり、既報の北陸の階層分化の報告例にみられない極端な両極分解型をなしている。また村民持高は、他所高が在所高の一・四倍にもほり、町場の土地兼併の好例をなしている。

2 階層別家族構成をみると

A 一戸当家族人数からは一・二・三級の区分に大別される。すなわち三石以上―三〇石以上層は六人内外で一級、一石以上層、一石未満と頭振の家持層の三層は四人台で二級、一石未満と頭振の両無家層は二人台で三級とした。二―三級間がやや開いている（階層別家族人員の分布をみても同傾向がみられる）。

B 家族構成

a 有配偶率も上記一・二・三級の区分に併行した数値を示している、すなわち戸数率では、一級が一〇〇―八〇％、二級七〇―六〇―五〇％（級中の階層にしたがって低率となる）、三級は一〇％台である。組数率は一・二―両級は戸数率に一〇％を加えた程度の少増であるが、三級は戸数率と同率のままである。

こうして有配偶率でも二―三級間の較差は、家族人数よりもより大きな較差を示しているのが注意をひく。さらに無配偶世帯の内容は、母子世帯が最多で、父子世帯これに次ぎ、兄弟世帯は低率である。また他家を頼って同居しているものは、両無家層で五〇％にのぼっている。

b 一人世帯は総戸数の一四・四％にのぼるが、三級のなかに僅かではあるが絶家寸前とみられるものである。安定家族率は、一級が一〇〇―九〇％、二級八〇―七〇％であるのに対し、三級は三〇―二〇％で、ここでも

二―三級間の較差が大きい。

c 一戸当未婚者は、各級（また諸階層）間の較差がほとんどなく、婚姻は經濟条件にのみよるものでないことを示している。

これらの諸指標の數値をみると階層と、一戸当家族人數をもとにして区分した三級間に較差がみられ、ここに二―三級間の較差の著しいことが共通性といひ得る。

3 階層分化形成の意義として、巨大地主の形成と切高仕法・高方仕法からみた。

a 六三七石所持の巨大地主は、藩政前期末から形成の緒についているが（他の砺波平野の巨大地主の例は同後期）、わら灰の製造販売を契機とした商（工）業活動が致富の主因と考えられ、とくに近接地域に相当規模の水開さくによる新田開發地域をひかえていることが（ほかの肥料販売をも加えて？）、より商勢を活発にしたことと考えられる。

b 巨大地主成立の法的根拠として、土地売買を認許した加賀藩の切高仕法（正式公布は元禄六年であるが、實質的にはその以前に開始）が考えられる。

c また一石未満の「ごく零細層」のなかには、端数なしの五升高・一斗高・二斗高のものが、同層總數の七〇% 余もみられるが、これは切高仕法の修正抑止策とされた高方仕方（寛政一一年公布）による名高（家高）で名目的（かつ作爲的？）自作農といえよう。

4 近世後期における中田宿の機能

二―三級間の較差、とくに三級層が諸指標とも極めて低率・弱体であるにつき、中田宿の後期における機能の衰退

からみることにした。

a 中田宿の宿継 中田宿は藩政初頭に、越中国では中位の駅馬準備の宿駅として指定されたが、後期になると宿継法の実施にみだれがあらわれ出した。わずかの例に過ぎないが、例えば、中田を通過すべき南北交通（富山湾岸漁村の南方山麓の谷口集落方面への生魚の振売）に経路の変更がみられた。また中田の西方約3キロにある新立市場町の戸出が、杉木新・福野など庄川扇状地扇央郡の新町諸集落をつらねる流通要地となり、宿継類似稼業の勃興によって、中田宿の通過貨物は減少をきたしたのであった。

b 中田は藩政中期末までは九斉市の地で、越中中位の市外場町をなしていたが、後期の商業は戸出の $\frac{1}{3}$ に過ぎず、北陸道筋の立場集落並の少数しかみられない。

c さらに前期末から、庄川扇状地の諸分流を中田川流路へ集中する大瀬替事業が進められたが、これによる中田宿勢圏諸村の減高は大きく、加えて新河道は中田宿の商圈地域を分断することとなり、商圈は以前の34に縮小させられた。

こうした中田宿の後期における衰勢は、ほかに十村役や御蔵などの行政中心地としての機能がはたされ、また付近の山野での葉種採取の余業があったが、それらは大局的な衰勢の挽回にはさしたる効果はなくて、労働市場が乏しく、かく極端な両極分解、また零細層や無高・無家の劣弱な家族構成を生ぜしめるに至ったことと考えられる。

参考文献

(1) 拙稿(一九五八)近世期における脇往還宿場町の発達—多摩川右岸の小杉・溝口・登戸の場合 東京教育大学地理学研究所

告 II 一四七〜二〇四頁

- (2) 同(一九七一) 近世における多摩川中流地域の農間渡世 東京教育大学地理学研究报告 XV 一〜三三頁
- (3) 同(一九六六) 日本の歴史地理 一〇四〜一〇八頁(近世) 後期の古村の発達
- (4) 福野町史編さん委員会(一九六四) 福野町史 一四八頁
- (5) 高岡市戸出町史編さん委員会(一九七二) 戸出町史 四四四頁
- (6) 若林喜三郎(一九七二) 加賀藩農政史研究下巻 吉川弘文館 能登鹿島郡能登部下村の例
- (7) 前掲(3)
- (8) 吉田桑二蔵 慶応四年(一八六八) 辰正月中田村御田地当一作請状写、これは正月十五日に田地屋敷請改め(貸地再契約)をする際の請状綴で、久兵衛は中田村内で二八屋敷・高六・〇五八石分の請改めをしている。
- (9) 中田町誌編さん委員会(一九六六) 中田町誌二六七頁に、初代町長吉田久兵衛の在任期間は明治二二〜大正八年まで三〇年の長きに及んだとし、また町村制施行に際しての町長選任事情について「町の主宰者は将来町の経営に直接関係ある上層階級で、町費の最高負担者ということから吉田久兵衛が町長におされ……三十年間も勤続した」としている。
- (10) 小矢部市史編さん委員会(一九七二) 小矢部市史 上巻 八八〇頁
- (11) 高瀬 保(一九六七) 近世における越中小矢部川・庄川の水運 海運史研究第九号
- (12) 真心野衲(一七〇七) 耕稼春秋(滝本誠一編 日本経済叢書卷一四、同叢書刊行会、「灰こえ」は三三四頁、他の諸作物は同書二七三頁以下)
- (13) 前掲(5) 七〇〇頁 竹村屋茂兵衛と海運業
- (14) 同右 金沢藩八代藩主治脩隱居の折の調達銀の砺波郡割当総額二五〇貫目(二四人に割当)中、茂兵衛は七〇貫目(二八%)を拠出している(同額は全加賀藩で第二位)
- (15) 前掲(4) 一四九頁 福野の肝煎・算用關・組合頭一覽表
- (16) 前掲(6) 下巻 三一七頁
- (17) 富山県(一九〇九) 越中史料第二卷 六八二頁
- (18) 前掲(6) 上巻 三五四頁

- (19) 坂井誠一（一九七〇）富山県の歴史 一〇五頁 山川出版社
- (20) 前掲（9）一九二頁
- (21) 同（16）一〇六頁
- (22) 同（7）一四一頁
- (23) 同（9）一四七頁
- (24) 同（9）一四九頁
- (25) 同（9）一五一頁
- (26) 同（9）一五二頁
- (27) 同（9）一七三頁
- (28) 同（9）二一二頁
- (29) 同（9）二一三頁
- (30) 同（9）二一八頁 御蔵関係資料
- (31) 同（15）二〇九頁
- (32) 同（9）一四九頁 越中の市日
- (33) 井波町立図書館所蔵
- (34) 橋本征治（一九七四）近世砺波地方のマチ・ムラ地域について、人文地理二六卷五号
- (35) 前掲（6）上巻 三一頁
- (36) 前掲（9）四三四頁
- (37) 同 四四二頁
- (38) 前掲（6）二八七頁
- (39) 砺波市史編さん委員会（一九六五）砺波市史 四三六頁
- (40) 同 四五二頁